

公式ホームページの運営・管理に関する取り扱い基準

1 主 旨

多摩地区保護司会連絡協議会(以下「多摩連」という。)の公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)は、多摩連の施策、活動方針、広報などの活動情報の提供や会員等との有力な情報共有手段となっている。しかし、情報の開示にあっては個人情報の保護などの法的規制や倫理的規制を遵守する必要がある。

このホームページの運営・管理に関する取り扱い基準(以下「取り扱い基準」という。)は、多摩連のホームページ作成ならびに運営・管理について必要な事項を定めるものである。

2 規定する範囲

この取り扱い基準は、様々なソフトウェアや機器を利用し、文字・文章・写真・画像・音声・動画などの情報をホームページで公開する際の必要な手続を規定する。

3 ホームページの管理・知的所有権

ホームページの運用・管理責任者は、多摩連会長(以下「会長」という。)とし、作成したホームページの著作権は会長にあるものとする。ただし、各地区・分区、個人等が作成したものについては、当該作成した地区・分区、個人等の了解をとり使用する。

4 禁止事項

つぎに掲げる情報は、ホームページへの登録を禁止する。

- (1) 多摩連の更生保護活動の目的から外れた情報
- (2) 会長の承認を得ずに作成した情報
- (3) 保護司ならびに対象者、一般協力者等の住所・電話番号・家庭環境など個人情報に係わる情報
- (4) 他人、他団体を誹謗中傷する情報
- (5) 本人の了解を得ない、保護司以外の個人が特定される情報

5 公開する情報のチェック

会長は、ホームページの運用・管理責任者として公開情報の発信の前に、関係規則および取り扱い基準に基づいた適正な情報であることを確認する。

6 ホームページの日常の管理

- (1) 会長は、ホームページの作成・編集・更新・削除等、日常的管理を行う取扱担当者を置くことができる。
- (2) 取扱担当者は、会長の指示に従いホームページの日常的管理を行う。
- (3) ホームページでの情報の発信を希望する者は、当該情報を会長に申請、承認を得なければならない。
- (4) 会長は、申請のあった情報の内容を関係規則および取扱基準などに適合し、公開するにふさわしい内容であることを確認したうえで、これを承認する。

7 トラブル発生時の対応

この取扱基準に従って公開されたページによりトラブルが発生した場合は、取扱担当者、申請者等の関係者で協議し、会長が最終判断を行う。

8 取扱基準の見直し

この取扱基準に見直しの必要がある場合は、多摩連常任理事会の意見を聞いて、多摩連会長が行う。

附則 この取扱基準の適用は、平成28年10月1日とする。